十三の三　人事院規則９―55―155（人事院規則９―55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）附則第４条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	（新設）
十四～二十四　（略）	十四～二十四　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第４号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成12年人事院公示第４号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年２月13日　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一　（略）	一　（略）
二　人事院規則21―０（国と民間企業との間の人事交流）に規定する次に掲げる事項	二　人事院規則21―０（国と民間企業との間の人事交流）に規定する次に掲げる事項
⑴～⑾　（略）	⑴～⑾　（略）
（削る）	⑿　第40条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
⑿～⒄　（略）	⒀～⒅　（略）
３　（略）	３　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第５号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成15年人事院公示第22号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年２月13日　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一　人事院規則24―０（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）（以下「規則」という。）第13条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	一　人事院規則24―０（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）（以下「規則」という。）第13条第１項又は第14条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
二・三　（略）	二・三　（略）
３　（略）	３　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第６号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成29年人事院公示第10号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年２月13日　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一　人事院規則１―69（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）（以下「規則」という。）第10条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	一　人事院規則１―69（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）（以下「規則」という。）第10条第１項又は第11条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
二・三　（略）	二・三　（略）
３　（略）	３　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第７号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、令和元年人事院公示第１号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年２月13日　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一　人事院規則１―72（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）（以下「規則」という。）第10条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	一　人事院規則１―72（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）（以下「規則」という。）第10条第１項又は第11条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
二・三　（略）	二・三　（略）
３　（略）	３　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。